

阪急バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の
上限変更の認可申請に係る審議（２回目）

1. 日 時

令和5年6月15日（木） 10:30～11:10

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

自動車局：石嶋地域交通室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 浅井、宮田、本間、廣井、堤

4. 議事概要

- 自動車局から、阪急バス株式会社（以下「阪急バス」という。）からの一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更の認可申請に係るパブリックコメントの結果及び第1回の審議における委員からの質問事項について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 車両修繕費のキロ当たり単価について、他の事業者と比較すると若干高いように思うが、何か特色があるのか。
 - ② 阪急バスの貸借対照表において、関係会社への投資が約20億円ある。どのようなところに投資をしているのか。
 - ③ 通学定期や普通券は令和4年度から令和5年度もコロナの回復を見込んでいるが、なぜ通勤定期だけ見込んでいないのか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、自動車局からは、
 - ① 阪急バスでは、約9割を外部委託しているため、それが単価に影響している。
 - ② 確認する。
 - ③ 通勤定期については、令和4年度時点で大きく回復していないことを阪急バスから聞いている。阪急バスでは、これ以上の回復はしないと予測している。等の回答があった。

※本審議における委員からの質問事項について、令和5年6月20日に自動車局から回答があり、委員から意見・質問はなかった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。